

Page	改正後	現行	備考	差異
新：表紙-1	<u>JAネットバンク利用規定</u>		その他所要事項の見直し	追加
新：表紙-1 旧：表紙-1				
新：表紙-1	<u>JA バンク</u>		その他所要事項の見直し	追加
新：表紙-1				
旧：本則-1		<u>参考資料</u>	その他所要事項の見直し	削除
旧：本則-2		<u>参考資料目次</u>	その他所要事項の見直し	削除
旧：本則-2				

新旧対照表

Page	改正後	現行			備考	差異
旧：本則-2		参考資料番号	名称	ページ	その他所要事項の見直し	削除
		参考資料1	J Aネットバンク利用規定	参考資料-3		
旧：本則-2						
新：本則-1 旧：本則-3	J Aネットバンク利用規定	参考資料1 J Aネットバンク利用規定			その他所要事項の見直し	削除
新：本則-1 旧：本則-3	1 J Aネットバンク	第1条 「J Aネットバンク」			体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	「J Aネットバンク」（以下、「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下、「払込み」）といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。	「J Aネットバンク」（以下「本サービス」といいます。）は、パソコンやスマートフォンなど当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下「契約者」といいます。）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます。）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申込みを行い、かつ当組合が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。				追加
新：本則-1 旧：本則-3	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。				
新：本則-1 旧：本則-3	2 サービス取扱時間	第2条 サービス取扱時間			体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。	本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。また、回線障害等が発生した場合は、取扱時間中であっても予告なしに取扱いを一時停止または中止することがあります。				
新：本則-1 旧：本則-3	3 利用申込み	第3条 利用申込み			体裁・レイアウト変更	削除
新：本則-1 旧：本則-3	(1) 本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下、 <u>同じとします。</u> ）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下、 <u>同じとします。</u> ）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。	1. 本サービスの利用申込対象者は、当組合にキャッシュカード（代理人カードは除きます。以下同じとします。）発行済みの普通貯金口座（総合口座取引の普通貯金口座を含みます。以下同じとします。）を保有する個人の方とします。利用の申込みに際しては、当組合が定める方法により必要事項の届出および登録を行ってください。				変更
旧：本則-3		2. <u>本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。</u>				削除
新：本則-1 旧：本則-3	(2) <u>本サービスを利用できる口座は、契約者が指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます。）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。</u> なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます。）として届け出てください、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。	なお、本サービスの申込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つのキャッシュカード発行済みの普通貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下「代表口座」といいます。）として届け出てください、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。				変更

